

第1回 佐久市国史跡香坂山遺跡保存活用計画策定委員会 次第

日時：令和8年5月18日（月）
13：30～15：00
会場：佐久市市民創錬センター
多目的室4・5

（委嘱書交付）

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 自己紹介

4 委員会設置の目的

5 役員選出

6 委員長あいさつ

7 会議事項

（1）史跡香坂山遺跡の概要について

（2）保存活用計画策定の工程について 【資料3】

（3）史跡香坂山遺跡保存活用計画書の構成案について 【資料4】

（4）その他

ア 香坂山遺跡説明看板の設置について 【資料5】

7 閉 会

佐久市国史跡香坂山遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 国史跡香坂山遺跡の保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）の策定について、助言、指導、調査協力を得ることを目的に、佐久市国史跡香坂山遺跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、保存活用計画の策定に関する事項その他保存活用計画を策定するために佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、考古学、自然科学、保存科学その他学識経験を有する者又は教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画の策定が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、必要な資料の提出を求めることが出来る。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社会教育部文化振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1回 佐久市国史跡香坂山遺跡保存活用計画策定委員会

名簿

氏名	所属等	備考
ヨシオカ ミチアキ 吉岡 道明	前佐久市教育長	委員
クニタケ サダカツ 国武 貞克	独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所 水中遺跡PT室 主任研究員	委員
ハチマ サトシ 八馬 智	千葉工業大学 創造工学部 教授	委員
ツツミ タカシ 堤 隆	日本旧石器学会 会長 明治大学黒耀石研究センター 特任教授	委員
オオタケ サチエ 大竹 幸恵	長和町教育委員会 学芸員	委員
イトウ ヤスヒロ 伊藤 康弘	佐久市観光協会 会長	委員
ヤマダ ヒロユキ 山田 博之	佐久商工会議所 専務理事	委員
ハンダ カツ江 半田 かつ江	パートナーシップ佐久 副会長	委員
タザワ ナオト 田澤 直人	佐久市文化財保護審議会 会長	委員
ナカジョウ トシカズ 中條 壽一	東地区長	委員
ササザキ シンイチ 笹崎 慎一	林野庁 中部森林管理局 東信森林管理署	地権者 オブザーバー
ハギワラ コウシ 萩原 項之	林野庁 中部森林管理局 東信森林管理署	地権者 オブザーバー
サカモト マサキ 坂本 正城	NEXCO東日本関東支社 長野管理事務所	地権者 オブザーバー
コイケ ユウキ 小池 裕貴	長野県県民文化部 文化振興課 文化財係	オブザーバー
コヤマ トシキ 小山 峻輝	長野県県民文化部 文化振興課 文化財係	オブザーバー

史跡香坂山遺跡保存活用計画策定 工程表

		令和8年度													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
保存活用計画 策定委員会			第1回委員会 ○					第2回委員会 ○				第3回委員会 ○			
		計画策定スケジュール確認 保存活用計画の構成案確認						骨子案確認				素案内容確認 パブリックコメント確認			
保存活用計画作成		骨子案作成 現状と課題の整理、基本方針案作成						骨子案に基づき計画素案作成 基本方針、保存管理・活用・整備等に関する方法の検討							
意見公募等															
		令和9年度													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
保存活用計画 策定委員会			第4回委員会 ○					第5回委員会 ○				第6回委員会 ○			
		素案内容確認 保存活用に関する具体的方法の決定						計画内容確認				計画内容最終確認			
保存活用計画作成		素案作成 保存活用方法 の検討	計画内容検討 保存活用方法・施策等の検討、パブリックコメント結果のまとめ						計画決定、計画作成 保存活用の具体的方法や施策を決定し、計画を作成する						
意見公募等				パブリックコメント実施											
		令和10年度													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
保存活用計画 認定手続き		計画の申請 ○	文化庁認定手続き、関係省庁協議						計画認定 ○						
保存活用計画書作成										計画書印刷製本					計画書 刊行 ○

史跡香坂山遺跡保存活用計画 構成案

第1章 計画策定の経緯と目的

- 第1節 計画策定の経緯
- 第2節 計画策定の目的
- 第3節 委員会の設置
- 第4節 史跡指定の概要
- 第5節 佐久市の計画及び法令との関係
- 第6節 計画対象の範囲・期間

第2章 史跡香坂山遺跡の周辺環境

- 第1節 位置と交通
- 第2節 自然的環境
- 第3節 歴史的環境
- 第4節 社会的環境

第3章 史跡香坂山遺跡の概要

- 第1節 遺跡の発見に至る経緯
- 第2節 発掘調査の成果
- 第3節 史跡指定地の現況
- 第4節 史跡指定地周辺の現況

第4章 史跡香坂山遺跡の価値

- 第1節 史跡香坂山遺跡の本質的価値
- 第2節 史跡の構成要素

第5章 現状と課題

- 第1節 保存の現状と課題
- 第2節 活用の現状と課題
- 第3節 整備の現状と課題
- 第4節 運営の現状と課題

第6章 大綱と基本方針

- 第1節 保存活用の大綱
- 第2節 保存活用の基本方針

第7章 保存管理

- 第1節 保存管理の方向性
- 第2節 保存管理の方法
- 第3節 現状変更の取り扱い基準

第8章 活用

- 第1節 活用の方向性
- 第2節 活用の方法

第9章 整備

- 第1節 整備の方向性
- 第2節 整備の方法

第10章 運営・体制の整備

- 第1節 運営・体制の整備の方向性
- 第2節 運営・体制の整備の方法

第11章 施策の実施

- 第1節 実施すべき施策の方向性
- 第2節 実施すべき主な施策
- 第3節 実施する事業計画

※赤字は文化庁「文化財保護法に基づく保存活用計画の策定に関する指針」に定められる記載事項

看板設置場所（案）

資料5

